

メンタルヘルス対策を促進するに当たっての基本的な方向 (案)

- 1 労働者のプライバシーが保護されること。
- 2 メンタルヘルス不調に関連する対応に要する時間及び費用が過大な負担とならないこと。
- 3 ストレス調査の医学的エビデンスや、メンタルヘルス不調者の受入体制等の事後対応（リハビリを含む。）の現状を踏まえ、労働者本人による気づきが促進されるとともに、事後対応については基本的に事業場内の産業医・保健師等や地域産業保健センター等が対応し、必要な場合には専門家につなぐことができること。
- 4 事後措置が適切に行われるよう、専門的な知識を有する人材の確保や活用等の基盤整備が図られること。
- 5 上記の措置を講じることにより、労働者が、健康の保持に必要な措置を超えて、人事、処遇等において不利益を被らないこと。